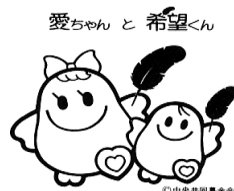


令和7年度赤い羽根共同募金
赤い羽根共同募金飯田市共同募金委員会活動助成事業募集要綱
(NPO・ボランティア団体)
(令和6年度募金による令和7年度助成配分)

1. 助成の趣旨
民間非営利団体（NPO）の活動やボランティア活動など、先駆的および開拓的な多様な民間活動を育成するため、活動の立ち上がりの時期を含む活動に対する支援を行います。
また、地域住民に共同募金をより身近なものとしてとらえ、自発的な募金活動を行っていただくための気運を醸成します。
2. 助成内容
① 福祉社会づくりにつながる住民主体のボランティア活動
② 誰もが安心して暮らせる福祉まちづくりにつながる当事者支援活動
③ 民間非営利団体（NPO）等が行う福祉活動支援事業
以上の内容で社会貢献度が高く、先駆的で開拓的な活動と認められる事業に対して助成
3. 助成対象団体（①～⑤すべてに該当する団体）
① 市内で活動をしている住民団体やボランティアグループ、障がい者等の支援団体又は民間非営利団体（NPO）等であること
② 団体の運営が自主性、非営利性、公開を原則としていること
③ 会則（運営規程）、事業計画、予算・決算等が整備されていること
④ 市内の特定の地域のみ限定した活動をしている団体ではにこと
⑤ 共同募金活動（街頭募金等）にボランティアとして参加していただけること
4. 助成対象事業（①～④すべてに該当する事業）
① 福祉又は関連する保健、医療、教育等の分野における先駆的で発展性のある事業であること、並びに住民参加による福祉まちづくりにつながる事業であること
※ 対象とする事業例
（1）講演会、研修会 （2）出版、啓蒙啓発活動 （3）調査、研究活動
（4）当事者支援活動（お楽しみ会、交流会）（5）その他
② 令和7年4月から令和8年3月末までに実施完了できる事業であること
③ 公費及び他の助成金を受けていない、また、他の助成金に申請しない事業であること
④ 団体の運営費、人件費等ではないこと
5. 助成限度額 1団体1事業**4万5千円**（1,000円未満切り捨て）
（同一事業への配分は原則として3年を限度（過去含む）とする）
6. 申請方法
① 別紙1の「赤い羽根共同募金助成事業交付申請書（NPO・ボランティア団体）」に必要事項を記入し提出して下さい
② 総会資料等、事業や予算、前年度決算書を添付して下さい
7. 申請書応募期間 令和6年12月16日（月）～令和7年1月17日（金）
8. 決定・助成の実施
① 審査委員会において活動の内容を審査し、飯田市共同募金委員会で決定します
② **審査の結果、助成ができない、または助成額が減額される場合があります**
③ 審査結果の通知 令和7年6月下旬
④ 助成金の交付 請求申請書及び活動（精算）報告書提出後の1ヶ月～2ヶ月以内
9. 報告
① 助成対象の事業が実施できない場合や、助成額の変更が必要な場合等は、速やかに下記担当まで連絡して下さい
② 助成を受けたグループや団体は、助成事業終了後速やかに「赤い羽根共同募金助成事業令和7年度活動（精算）報告書」を提出して下さい。なお、参考資料として行事の開催通知、領収書、写真等を添付して下さい

10. 提出先及び問合せ先
社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会 総務課総務係
〒395-0024 飯田市東栄町 3108-1
電話 0265-53-3040 FAX 0265-53-3186



配分の欠格条項は以下の通りです。

共同募金の配分は次に該当する施設及び団体の事業に対しては行いません。

- (1) 国籍、宗教、政党、などのその対象を特に限定して一般的に開放されず構成員の相互共済を主たる目的とする事業等、及び社会福祉的な性格の明らかでない事業
- (2) 社会福祉を目的としていても、政治、宗教、運動のために、その手段として行う事業
- (3) その名称の如何にかかわらず、営利のために行っていると見なされる事業
- (4) 公費及び他の助成を受けており、また、他の助成金に申請している事業
- (5) 介護保険事業、障害者自立支援事業を行う事業所の本体事業
- (6) 配分金以外の収入又は財源をもって実施することが妥当と認められている事業
- (7) 経営上余裕のある施設又は団体が行う事業
- (8) 配分による効果が期待出来ない事業
- (9) 事業開始後満1年を経過しない施設又は団体が行う事業。ただし、特別事業については、本会が緊急と認めた場合はこの限りではない
- (10) 本年度において共同募金との重複感を与えるような寄付金の公募を実施し、又は実施しようとする事業